

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	地すべり等防止法	根拠条項	資料番号	4	担当課	森林整備課
			23-1	不利益処分の種類	地すべり防止区域内における監督処分	
<p>地すべり等防止法</p> <p>〔 昭33.3.31 法30 最終改正 平5.3.31 号外法8 〕</p> <p>第23条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の1に該当する場合において当該地すべり防止施設が第12条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 第11条第1項の規定に違反して工事が施工されたとき。</p> <p>二 第11条第1項の承認に附した条件に違反して工事が施工されたとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第11条第1項の承認を受けて工事が施工されたとき。</p> <p>(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施工する工事)</p> <p>第11条 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施工しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(築造等の基準)</p> <p>第12条 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。</p> <p>2 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。</p> <p>一 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。</p> <p>イ 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。</p> <p>ロ 地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。</p> <p>二 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。</p> <p>三 ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による侵食の防止に適合するものであること。</p>						